

## 第10章 環境保健対策

### 第1節 保健対策

#### 第1 環境汚染による健康影響調査

##### 1 大気汚染による住民健康影響調査

大気汚染が人の健康にどのような影響を及ぼしているかについて、慢性気管支炎様症状を指標としてその実態を疫学的に調査し、今後の環境保健行政を推進するための基礎資料を得ることを目的として、昭和45年度から大気汚染による住民の健康影響調査を実施しているが、昭和54年度においては昭和52年度からの継続調査地区である門真市（北小学校区・北巣本小学校区）に居住する40才以上の住民を対象としてアンケート調査及び医学的調査を実施した。

本年度までにこの調査を終了した地域は、豊中市南部地域、高石市、吹田市南部地域、守口市、泉大津市、東大阪市東部地域、摂津市別府・一津屋地区、和泉市北部地域及び門真市である（表3-10-1）。

表3-10-1 住民健康影響調査結果

年 度	地区	区 分		アンケート調査		慢性気管支炎有症率(%)		
		対象(人)	回収率(%)	男	女	合 計		
昭45~47	豊 中 市 (南部)	11,436	90.3	12.3	6.5	9.1		
45~47	高 石 市 (全域)	16,483	74.4	8.2	4.3	6.1		
46~48	吹 田 市 (南部)	17,642	88.3	7.9	3.5	5.4		
46~49	守 口 市 (全域)	17,594	85.7	6.5	2.8	4.5		
48~50	泉 大 津 市 (全域)	18,721	79.1	6.2	3.1	4.5		
48~50	東 大 阪 市 (東部)	24,250	81.9	6.1	3.4	4.6		
51	摂 津 市 (別府・一津屋地区)	2,788	86.6	5.6	3.8	4.6		
51~53	和 泉 市 (北部)	18,361	72.2	5.5	2.2	3.7		
52~54	門 真 市 (全域)	12,712	96.0	5.9	2.8	4.2		

## 2 生活環境汚染影響調査

環境大気等の生活環境汚染状況と府民の健康状態との関連性について検討するための基礎資料を得ることを目的として、昭和54年10月から12月にかけて、府域の6地区（貝塚・島本・大東・寝屋川・枚方・守口地区）の30才以上の住民を対象として、生活環境と健康に関するアンケート調査及び胸部X線検査、理学的検査、血液検査、呼吸機能検査等からなる医学的調査を実施した。

## 3 大気汚染に係る影響調査

各種の汚染物質が混在する複合的な大気汚染が府民の健康に与える影響を明らかにし、今後の環境保健対策の基礎資料を得るために、昭和39年度から疫学的調査及び基礎医学的調査を実施してきた。昭和54年度においては、昭和52年度からの3ヵ年計画により次のとおり継続して調査を実施した。

### (1) 疫学的調査

大気汚染による学童の健康影響を明らかにするため、大気汚染状況の異なる4地区（大阪市城東区、西淀川区、羽曳野市及び茨木市）の学童約4,000名を対象として、呼吸器症状調査及び呼吸機能検査等を実施した。

### (2) 基礎医学的調査

大気汚染による生体影響を、特に感受性と関連して検討するため、乳幼仔マウス及び成熟マウスを用いて、室内暴露実験及び野外大気暴露実験を実施し、血液学的、生化学的及び病理組織学的検査等を行った。

## 4 窒素酸化物等による健康影響調査（環境庁委託）

窒素酸化物等による大気汚染の健康影響をより有効には握し得る疫学的調査手法についての検討に必要な資料を得ることを目的として、府域の6地区（貝塚・島本・大東・寝屋川・枚方・守口地区）に居住する30才以上の家庭婦人を対象として、(1)米国胸部学会(ATS)作成の標準的呼吸器疾患質問票を参考として作成した呼吸器症状質問票による面接質問調査 (2)フローボリュームカーブレコーダーによる呼吸機能検査 (3)バッジ型NO<sub>2</sub>簡易測定器によるNO<sub>2</sub>個人暴露量調査を実施した。

## 第2 P C B 等有害物質による健康影響調査等

### 1 母乳のP C B 汚染の推移と母子健康影響調査

昭和47年2月、母乳からP C B が検出されたことを契機として、その汚染レベルを明らかにし、今後のP C B 汚染対策に資する目的で、毎年100名以上の出産後約2ヶ月の授乳婦を対象に、母乳中及び血液中のP C B 濃度の測定並びに母子の健康調査、乳児の追跡健康調査を実施してきた。

その結果、母乳及び血液中P C B 濃度は、各年度間の数値に有意差はなく横ばいの状態を示している（表3-10-2）。また、同一人物の血液中P C B 濃度についても追跡調査したが、横ばいの状態であった。母子の健康調査及び乳児の追跡健康調査からも特にP C B によると思われる異常は認められなかった。

以上の結果並びに府立公衆衛生研究所における各種動物実験の成績、P C B 接触者の母子健康調査の成績及び農薬汚染状況の推移をも含めて検討した結果から判断して、大阪府公害健康調査専門委員会議P C B 小委員会は、母乳による育児を推進してさしつかえないと再確認している。

表3-10-2 母乳及び血液中のP C B 濃度平均の推移

区分	実施年度	昭47	48	49	50	51	52	53	54
対象者数(件)	141	123	119	113	100	101	100	104	
母乳中P C B 濃度平均値(ppm)	0.032	0.038	0.040	0.036	0.033	0.039	0.035	0.033	
血液中P C B 濃度平均値(ppb) (129件)	3.0	3.5	3.8 (117件)	3.7	3.3	3.1	3.1	3.0	

（注）昭和47年度及び昭和49年度の血液中P C B 濃度平均値は、（ ）内の対象者数の平均値である。

### 2 食品・容器包装等中のP C B 汚染調査

厚生省では、昭和47年8月に魚介類、牛乳、乳製品、育児用粉乳、肉類、卵類及び容器包装に係るP C B の暫定的規制値を設定したが、府では、昭和46年11月から食品・容器包装等中のP C B 汚染調査を実施しており、昭和54年度の調査結果では暫定的規制値を超えたものはなかった（表3-10-3）。

表3-10-3 食品・容器包装等中のP C B汚染調査結果（昭和54年度）

(単位: p p m)

品 名	検 体 数	最 高 値	最 低 値
魚 介 類	12	0.017	検出せず
乳 製 品	5	0.013	0.001
調 整 粉 乳 (育児用)	5	0.003	検出せず
食 肉	10	0.006	検出せず
容 器 ・ 包 裝	10	0.1	検出せず

### 3 P C Bの生体影響調査

P C Bにより汚染された母乳の安全性の評価に資するためのP C B生体影響調査は、すでに7年目になり、その間平均濃度は横ばいで有意な減少を示していないが、その対象母乳育成児の健康に異常は見られなかった。

また、職業的にP C Bを取り扱い、健康者に比べてはるかに高いP C B残留量を示す母子の健康調査においても異常は認められていない。

一方、これに対して油症患者は、事件発生後12年経過した今日においても臨床的な異常を示す人が多く見られる。

これら三者に残留するP C B、P C Q（ポリ塩化クオーターフェニール）の実態の相違を動物実験において究明した。

即ち、ミドリザルを使った投与試験、及びラットマウスを使った母体経由、(胎盤経由、母乳経由)でP C Bを摂取した場合の生体影響を、免疫応答機能と併せて調整したが、生体に与える障害は少なく、諸種障害は一定期間後に正常に回復していることを確認した。

### 第3 保健所における公害保健対策

環境汚染から府民の健康を守るために、府の保健所に公害担当職員を配置するとともに環境測定機器を配備して、保健所における公害保健業務体制を整備している。また、公衆衛生の立場から環境汚染に係る苦情相談、地域住民の健康調査、衛生教育及び地域の環境状況のは握などを実施した。

## 第2節 公害健康被害補償制度

### 1 制度の概要と府下の状況

大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持つものとして構成され、被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われ昭和54年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西北部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市（東部を除くほぼ全城）及び八尾市（東部を除くほぼ全城）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気の汚染による慢性気管支炎等の4疾患とそれらの続発症にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、昭和54年度末におけるその認定状況は表3-10-4のとおりである。

### 2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため見舞金（5万円）を支給することとしており、昭和54年度は678名の死亡者の遺族に対し、総額3,390万円を支給した。

表3-10-4 指定地域別公害健康被害者認定状況

(昭和55年3月31日現在)

指 定 地 域	指 定 年 月 日	認 定 患 者 数 (人)				累 計	
		現 在 認 定 患 者 数	認 定 取 消 患 者 数				
			治 ゆ 者	死 亡 者	転 出 者		
大 阪 市	昭44. 12. 27 49. 11. 30 50. 12. 19	20,327	3,703	1,926	162	26,118	
豊 中 市	48. 2. 1	532	94	55	18	699	
堺 市	48. 8. 1 52. 1. 13	3,263	149	302	16	3,730	
吹 田 市	49. 11. 30	304	12	26	7	349	
守 口 市	52. 1. 13	2,390	50	72	23	2,535	
東 大 阪 市	53. 6. 2	1,407	8	42	8	1,465	
八 尾 市	53. 6. 2	897	3	39	4	943	
合 計		29,120	4,019	2,462	238	35,839	